令和 2 年 12 月 3 日 00511 号

編集者:佐藤寿春

北見武道通信

北見市幸町 8 丁目 4-4(佐藤整骨院内) NPO 法人北見市武道振興協会事務局発行

直通:090-5986-0839

代表: 0157-22-212 Fax:0157-23-0581

----

satou.tosiharu@navy.plala.or.jp

URL http://www.kitamibudokan.org/

ニュースレター【事務局情報】 「柔道実技・理論講習会」の開催②



11月20日(金:午後5時~7時)北見市武道館で「令和2年度北見柔道連盟実技・理論講習会」の2回目が行われました。柔道の専門知識と技術の更なる向上に加え、柔道安全指導と体育授業の円滑化に寄与する目的で行われているこの講習会は、北見市内の中学校体育教諭も参加した新企画です。柔道実技では、攻撃防御に関する原則的な力の用い方を、柔の理に基づいて緩慢な動作で解りやすく表現した

「柔の形」の実技講習が行われました。3回目となる12月11日の昇段「形」 審査会は、北見市武道館道場1で行われる予定となっています。〈佐藤〉

**武道振興協会事務所の**花シリーズ「アルテミス」アメルテミスの葉は銀白色に覆われ非常に美しいです。ロゼット状に広がり存在感あふれて枯葉の中に60~70センチの大きな葉が魅力的です。サルビアの仲間です。〈渋谷〉

連載嘉納治五郎師範の教え 柔道の教育的価値「柔道を教育に役立てることについて」② 相手が自分より肉体的に劣っていると見えたとしても、例え絶対的な強さで容易に相手をやっつけることが出来ようとも、



そんなことは取り立てて言うことではありません。人がこの原理に反した行動を取るならば、例え獣のような強い力を用いようとも、相手は決して自分の敗北を認めないでしょう。議論で相手を納得させる方法は、押しつけではなく、もしくは力や知識、富の力で人を凌ぐのではなく、論破されない論理の法則によって人を説得するのだということは、皆様にご留意願う必要は殆どないでしょう。強制より説得の方が効き目があるのだというこの教えは、実生活では非常に価値のあるものですが、私たちは乱取からこのことを学ぶことが出来るのです。・・・つづく(講道館ネット配信より)